

## 令和5年度公益財団法人みずほ福祉助成財団の車椅子贈呈候補者募集要領

### 1 事業内容

公益財団法人みずほ福祉助成財団では、障がい児者の方々の福祉向上及びより積極的な社会参加を推進することを目的として、障がい児者福祉施設に車椅子を贈呈する取組を行っており、令和5年度は長野県の施設が対象となっております。

※1 贈呈対象施設は本県全体で1施設です。

### 2 対象となる施設

社会福祉法人が運営する障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設又は障害児通所支援事業所

(注) 特定の個人が占有して利用する場合は、贈呈対象となりません。施設において共用されることが贈呈条件です。

※2 公平性の観点から、各法人からの申込みは、1施設までとさせていただきます。

※3 中核市（長野市、松本市）内にある施設も応募いただけます。

### 3 贈呈車種等

#### (1) 贈呈車種

次の①～③で、希望する車種を選択して下さい。

- ① 電動車椅子（JW アクティブ PLUS+S タイプ） <ヤマハ>
- ② 自走式車椅子（MS-Ⅲ アーバン） <日進医療器>
- ③ 小児用ノ自走式車椅子（PILOT2） <日進医療器>

#### (2) 贈呈台数

電動式 1台 50万円、自走式 1台 25万円の予算のため、電動式であれば1台、自走式であれば2台（上記3の②、③の組み合わせは自由）の贈呈となります。

#### (3) 諸費用について

オプション品や付属品等に関しては、予算の範囲内にて、別途調整となります。

#### (4) その他

車種・装備等に関するご希望には、可能な範囲で対応するとされていますが、1台当たり最大50万円程度の予算の制約があることから、ご希望に沿うことができないこともありますので、予めご了承ください。

### 4 公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦について

公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦基準は次のとおりです。県において選考のうえ、1者を候補者として推薦します。

- (1) 車椅子の導入について、必要度が高い施設であること
- (2) 車椅子を日常的に有効に活用する施設であること
- (3) 車椅子の使用に際して、適切な指導者がいる施設であること
- (4) 車椅子の維持管理態勢を構築している施設であること
- (5) 本県における環境や現況に照らし、贈呈が相応しいと判断される障がい児・者福祉施設であること。

なお、法人の役員等（会長、副会長、事務局長、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。）が次のいずれかに該当する者であるときは、推薦の対象としません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 暴力団、暴力団員又は①から④に該当する個人、法人又は団体であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

## 5 贈呈時期

令和5年11月～令和6年1月（予定）

## 6 提出書類

- (1) 申込書
- (2) 定款
- (3) 現在事項証明書の3ヶ月以内の原本（写しは不可）
- (4) 役員等名簿
- (5) 法人及び応募施設の概要が分る資料（パンフレット、HP印刷資料等）
- (6) 応募施設の今年度事業計画及び予算書
- (7) 法人全体及び応募施設の直近期決算書（貸借対照表、事業活動・資金収支計算書、財産目録）
- (8) 参考記載事項
- (9) 誓約書

## 7 募集期間

令和5年4月19日（水）から6月8日（木）午後5時15分まで（必着）

## 8 応募方法

上記6に掲げる書類を障がい者支援課へ郵送してください。なお、期限を過ぎてから応募書類が届いた場合には受理しませんので、ご留意ください。

### 【応募書類の送付先】

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

健康福祉部障がい者支援課施設支援係

電話番号：026-235-7149

F A X：026-234-2369